



## I. 計画の背景

# 1. 国内スポーツの現状と展望

## 1.1 スポーツの概念と役割の拡がり

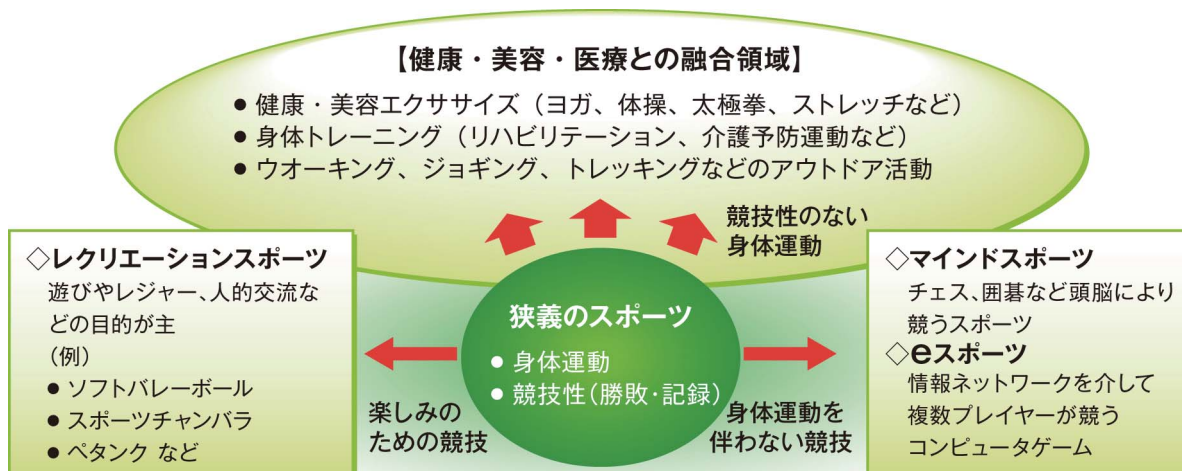
### (1) スポーツの概念の拡がり

「スポーツ」(Sport)の語源は、気晴らしをする、休養する、楽しむ、遊ぶなどの意味をもつラテン語の「デポルターレ」(deportare)にあると言われている。日本においては、明治の初期、富国強兵策の一環として教育に取り入れられた学校体育が基盤となってスポーツ振興が図られてきたため、「スポーツ=体育(心身の健全育成、人格形成の手段)」として捉えられがちであるが、スポーツ活動の本来的な意義は、その語源にあるように、スポーツ活動によって喜びや楽しみ、気分転換などの精神的な充足が得られることにある。

また、「スポーツ」を成立させる要素として、「身体運動」と「一定のルールのもとで勝敗や順位を決める競技性」の2点があげられることが多い(=狭義のスポーツ)が、世界的に見れば、囲碁やチェスなどの頭脳を主体とし、身体運動を伴わないゲームも「マインドスポーツ」と呼ばれ、スポーツの範疇として位置づけられている。さらに近年では、IT技術の発達によって、コンピュータの仮想空間で勝敗を競う「エレクトリックスポーツ(eスポーツ)」といった分野も誕生している。

スポーツを気晴らしや楽しみのための身体運動としてとらえれば、競技性は必ずしも絶対条件ではない。こうした方向に位置づけられるのが、勝敗や記録よりも健康づくりや楽しみ、リフレッシュ、人との交流等を主目的とする「レクリエーションスポーツ」や、ウォーキング、ジョギング、体操、ヨガや太極拳などの競技性のない身体運動である。市民の健康、ゆとり志向が高まる中で、このような、いわば広義のスポーツに対する充足欲求が高まっている。

### ■ スポーツの概念の拡がり



## (2) スポーツの社会的効果とその役割の拡がり

スポーツには、それを実践する市民が精神的な充足を得られるだけでなく、健康増進や社会参加の促進、地域コミュニティの一体感醸成、人間関係の円滑化等の多様な社会的・文化的な効果を創出できる力がある。また、教育面では、「スポーツマンシップ」という言葉に代表されるように、発育・発達段階での適切なスポーツ活動が「徳育」「体育」「知育」を総合的に育成する効果も期待できる。(I-1)

こうした観点から、スポーツは教育の一環として有効であるとともに、まちづくりの手段としても様々な取り組みが推進されてきた。さらに、近年、少子高齢化を克服するための地方創生の観点などから、スポーツの役割は産業・経済的側面にも拡大しつつある。スポーツが持つ「人を動かす力」に着目して、スポーツ合宿や大会の誘致、開催等によって交流人口を拡大し、新たな旅行市場を生み出すスポーツツーリズムに注目が集まっているのはその一例である。現在、多くの自治体がスポーツツーリズムの振興に積極的に取り組んでおり、その推進役となるスポーツコミッション(I-2)が全国各地に設立されている。



(I-1) この点については、地域クラブ活動や学校部活動での勝利至上主義による弊害(例えば、体罰やバーンアウト(燃え尽き症候群)問題など)も指摘されており、「総合的な人格形成のためのスポーツ」の適切な運用が求められている。

(I-2) スポーツコミッションとは、地域のスポーツ資源を活かし、スポーツ大会や合宿の誘致、受入れの支援、イベントの開催などを行うことで、交流人口を拡大し、地域経済の活性化や地域の知名度、イメージの向上を図る役割を担う組織である。

## 1.2 スポーツを取り巻く環境の変化

### (1) スポーツ活動基盤の変化

戦前から戦後の高度経済成長を経て今日の成熟期を迎えるまで、日本のスポーツは主に企業スポーツと学校スポーツを中心に推進されてきた。しかし、経済環境の変化や少子化の流れの中でこの構図は大きく変化しつつある。

これまで日本では、多くの企業がスポーツ選手を従業員として雇用し、チームの運営費を自社の費用でまかない、その活動を支援することで、オリンピック選手やトップアスリートを輩出してきた。しかし、バブル経済崩壊以降の長引く経済不況の中で、親企業の業績不振等を理由に一部の企業チームが廃部・休部を余儀なくされる等、日本のスポーツを支えてきた企業スポーツの基盤が脆弱化しつつある。

一方、企業スポーツとともにスポーツ活動の中心的存在であった学校スポーツ、部活動についても、少子化の進展に加え、指導する教員数の減少によって運動部の休廃部が増加しており、青少年のスポーツ活動の基盤が揺らぎつつあると言っても過言ではない。

こうした状況の中で、スポーツ活動の新たな受け皿として期待されるようになったのが「地域」である。その象徴的な出来事が1993(平成5)年のサッカーJリーグの誕生であった。Jリーグは、地域(ホームタウン)に根差したスポーツクラブを志向し、それまでの日本のスポーツのあり方に一石を投じた。その後、多くのJリーグチームが全国に誕生し、Jリーグの理念はそのホームタウンに定着しつつある。

現在では、プロ野球をはじめとする他のプロ、トップリーグにおいても地域密着が重要なテーマとなっており、廃部となった企業チームが地域スポーツクラブとして新たな道を切り拓こうとする動きも出てきている。

学校スポーツでも、外部指導者の受け入れや地域と学校が一体となったスポーツクラブづくり等、地域との結びつきを強化する動きが顕著になってきている。地域においても、子どもの体力・運動能力の低下、高齢化による医療・介護負担の増加、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などの問題を抱えており、スポーツを活用した地域政策がこれまで以上に重要になってきている。

## (2) 総合型地域スポーツクラブの理念と課題

スポーツ環境における地域の重要性が増す中で、文部科学省は、スポーツ振興施策の柱の一つとして「総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型クラブと略記)の育成」を掲げ、1995(平成7)年より関連政策を推進してきた。総合型クラブは、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供し、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのことを意味する。

文部科学省や日本体育協会の積極的な普及、育成策の結果、2014(平成26)年の文部科学省調査では、全国の73%にあたる1,276の市区町村で3,259の総合型クラブが活動している(創設準備中を含めると3,512)。また、静岡県では、26の市区町村(74%)に、59の総合型クラブが創設されている。

現在活動中の総合型クラブの中には、地域のスポーツ活動の中核となって活発に活動する事例がある一方、自己財源が少なく、地域住民がボランティアでスポーツの指導等に当たる運営形態が一般的で、財政面での自立、指導者や活動場所の不足等の問題を抱え、あまり活動が活性化していないクラブも散見される。住民主体の総合型クラブ普及のためには、「地域のスポーツサービスは無料又は廉価で行政から提供される」という市民意識を変えていくことも必要である。

また、地域のスポーツ活動においては、スポーツ少年団や地域の体育協会加盟団体も重要な役割を担っている。多様な年代の同好会的な競技クラブチームも活動しており、活動場所の調整や情報の共有など、地域の関連団体との連携方策も課題となっている。

### (3) スポーツ活動の多様化と民間サービスの役割

市民のライフスタイルや価値観が多様化し、ゆとりや心の豊かさが重視される中で、スポーツ活動のあり方も変化しつつある。近年、成人のスポーツ実施率が高まっているのは、ウォーキングやジョギング、サイクリング等の身体活動が中心であり、競技スポーツについては総体的に見れば横ばいの状況となっている。健康、美容のためのエクササイズやレクリエーションスポーツに対するグループや個人での活動ニーズが高まっており、現状では公共スポーツ施設等でのスポーツ教室のほか、カルチャーセンターやフィットネスクラブ等の民間事業がそのようなニーズに対する主な受け皿となっている。



### (4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催

2013(平成25)年9月に2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定したことにより、「地域を活性化するスポーツ」に対する期待はより大きなものとなっている。

同大会の組織委員会が2015(平成27)年5月に発表した開催基本計画は「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を基本コンセプトとし「史上最もイノベティブ(革新的)で、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする」ことを大会ビジョンに掲げている。

このビジョンに沿って「スポーツ・健康」をはじめとする5本の柱で大会レガシー(大会後も持続する成果)を創出する戦略プラン(アクション&レガシー)を2016(平成28)年にとりまとめる予定となっている。

東京オリンピック・パラリンピックの前年には、第9回ラグビーワールドカップの日本開催が決定している。ラグビーワールドカップは、夏季オリンピック、FIFAワールドカップ(サッカー)に次ぐ世界三大スポーツのひとつで、2015(平成27)年3月には、12の開催会場が決定し、静岡県も小笠山総合運動公園のエコパスタジアムを会場として開催都市のひとつに選定された。

さらに、2021(平成33)年には、関西地方でワールドマスタースゲームズが開催される。ワールドマスタースゲームズは、国際マスタースゲームズ協会(IMGA)が4年ごとに主催する、30才以上の成人・中高年の一般アスリートを対象とした生涯スポーツの国際総合競技大会である。オリンピックの翌年に開催され、第1回は1985(昭和60)年にトロントで開催されている。アジアで初めて日本で開催される2021年大会は第10回の記念大会となる。

このように、東京オリンピック・パラリンピックの前後に世界規模の大会が相次いで開催されることから、今後、市民のスポーツへの関心やスポーツの参加意欲が高まることが期待される。

## 1.3 国のスポーツ政策動向

### (1) スポーツ振興政策の推移とスポーツ基本法

戦後、日本のスポーツ政策は、1961(昭和36)年に制定された「スポーツ振興法」をもとに推進されてきた。同法は、スポーツを「運動競技及び身体活動であつて、心身の健全な発達を図るためにされるもの」とし、学校体育とその延長上にある社会体育の枠組みでスポーツを振興することを目的としていた。

同法に沿ってスポーツ振興が図られる一方で、高度経済成長を経て安定期に入り、ゆとりや自己実現志向が高まるとともに、市民生活とスポーツの関係は変化していった。グループや個人でスポーツを楽しむニーズが強くなり、ゴルフ、スキー、ボウリング、ゲートボールなど余暇や楽しみのためのスポーツや、プロ野球に代表される「みるスポーツ」の市場が拡大し、「教育の手段としてのスポーツ」の枠に収まらない「大衆文化としてのスポーツ」が市民生活に定着したのである。

また、2000(平成12)年には、厚生省(現厚生労働省)が健康づくりの国民運動である「健康日本21」を提唱し、その中で、健康の維持・増進のための身体活動や運動の目安と目標が示された。

こうした背景のもと、スポーツを取り巻く環境の変化に対応した新たなスポーツ法の必要性に関する議論が高まり、2010(平成22)年には、文部科学省が「スポーツ立国戦略」を策定、公表した。そこでは、「新たなスポーツ文化の確立」という目標を立て、スポーツ振興の基本的な考え方と重視点が明示された。

そして、この方針にそつた法整備の検討が進められ、「スポーツ振興法」から半世紀を経た2011(平成23)年、「スポーツ基本法」が施行された。

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」という言葉で始まる前文において、以下のように、誰もがスポーツを見る、する、支えることができる権利、いわゆる「スポーツ権」が謳われている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

そして、トップアスリートへの支援と地域スポーツの活性化をスポーツ振興の両輪として位置づけるとともに、障がい者スポーツ支援などについても明記された。

また、同法では、国は「スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」(第三条)とされ、スポーツ振興を国家戦略として推進する方針が示されている。また、地方公共団体については、「スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」(第四条)ことが責務とされている。

## (2) スポーツ基本計画

同法に基づき、2012(平成24)年2月には、10年間程度を見通し、同年度からの概ね5年間の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」が策定された。スポーツ基本法では、地方公共団体が「スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(地方スポーツ推進計画)を定めるよう努めるものとする」(第十条)とされ、同計画は、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針として位置づけられている。

同計画では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策方針として、以下が掲げられている。

- 1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 2) 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 4) 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- 5) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- 6) ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- 7) スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

なお、同計画では、これまでの「振興」という用語に代わって「推進」という用語が用いられている。

## (3) スポーツ庁の設置

スポーツ基本法に沿ったスポーツ推進政策には、健康、障がい者福祉、地域政策、外交、施設整備など、複数の府庁にまたがる多様な分野の施策の連携、調整が求められる。このため、国におけるスポーツ施策を一本化する狙いから、2015(平成27)年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置された。

当初は各省の関連部門を統合する方針であったが、組織移管は見送られ、総合的な施策の立案や調整が主な業務となっている。

## (4) スポーツツーリズムの推進

国土交通省の外局である観光庁は、観光を今後の成長産業分野として位置づけ、その振興を図る「観光立国戦略」の一環としてスポーツツーリズムに着目し、その普及、振興のための取り組みを推進している。また、スポーツ基本計画も、国のスポーツ政策の一環として、スポーツツーリズムを推進する方針を打ち出している。

この方針を受け、2012(平成24)年4月には、国、地方自治体、関連機関と民間企業等を横断するスポーツツーリズム推進組織である「日本スポーツツーリズム推進機構」が発足し、情報交流、地域のスポーツコミッション設立支援などの活動を行っている。

## 2. 三島市のまちづくり方針

### 2.1 第4次総合計画

本市は、2011(平成23)年度から10年間の市政運営の指針とまちづくりの目標を示す計画として「第4次三島市総合計画」を策定している。同計画では、「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を将来都市像とし、その実現に向けた基本方針のひとつ「学びと文化を育むまちづくり」の中で、「誰もが楽しめる生涯スポーツの推進」が施策項目として掲げられている。

同計画は、計画期間が始まる直前の2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災の影響をはじめとする様々な社会・経済情勢の変化に対応するため、前期基本計画の計画期間中の2014(平成26)年3月に見直しが行われた。

また、2015(平成27)年度には、同計画の後期の5年間【2016(平成28)～2020(平成32)年度】の具体的施策を示した「後期基本計画」が策定された。

後期基本計画では、「誰もが楽しめる生涯スポーツの推進」は、「スポーツを通じてすべての人々が、心身共に健康で幸せな生活を営むことができる社会を創出すること」を目的としており、以下の3点をスポーツ施策の方向として定めている。

- 1)次世代を担う子どもたちのスポーツ環境の整備
- 2)暮らしを豊かにするコミュニティスポーツの推進
- 3)スポーツによる健康都市づくり

### 2.2 まちづくりの総合的な取り組み

2014(平成26)年3月の見直し後の第4次三島市総合計画では、総合的、戦略的にまちづくりを推進する柱となる6施策を重点プロジェクトとして位置づけ、関連する分野に横断的・体系的に反映させることで、より効率的・効果的な施策の推進を図っている。

本計画に密接に関連する施策として、次の4施策がある。

#### (1) 「スマートウェルネスみしま」の推進

生涯を通じて自立した生活ができる健康寿命の延伸に向けて、年齢層に応じた生活習慣病予防や心の健康保持などの施策を進める。また、あらゆる分野に健康の視点を盛り込んで、人だけでなく、まちや産業も健康になる総合的な“健幸”政策を進めていく。



**<関連する主な取り組み>**

- 高齢者の生きがいと自立の支援
- スポーツツーリズム、スポーツ産業振興の推進
- ファルマバレー・プロジェクトとの連携
- 歩車共存道の整備
- ウォーキングの促進

**(2) 「地域のきずなづくり」の推進**

一人暮らし高齢者の社会からの孤立、孤独死、いじめ、虐待、自殺等の課題を解決し、市民一人一人が心豊かに安心して暮らすことができるよう、人と人との心のきずなづくりの場の提供を進める。また、市民が連携・協力し支え合うコミュニティ福祉の増進や市民が主体的に地域の課題を考え解決する組織づくり等、市民主体のまちづくりを支援していく。

**<関連する主な取り組み>**

- ご近所力の強化
- 地域ぐるみの子育て支援
- 学校支援地域本部の設置
- 市民主体のまちづくり活動の支援
- 講座・イベントを通じた仲間づくり
- きずなが生まれる仕組みづくり
- 地域づくり、きずなづくりの拠点整備

**(3) 「ガーデンシティみしま」の推進**

水と緑、文化と歴史、富士山の景観など、昔からの三島の宝に、新たに「花」という癒しの彩りを添え、美しく品格のあるまちをつくり、交流人口を増やし、観光振興・産業振興につなげる。また、合わせて地域花壇づくり等を通じて、市民のきずなづくりや健康づくりを進めていく。

**<関連する主な取り組み>**

- 中郷温水池の公園整備
- 白滝公園・菰池公園の充実
- 楽寿園の保全と中核施設としての活用

**(4) ファシリティマネジメントの推進**

本市の公共施設は高度経済成長期に建設されたものが多く、今後、一斉に更新時期を迎えることによる維持更新費用の集中などが懸念される。このため、市有施設の現状や課題を的確に捉え明らかにするとともに、公共施設のあり方や計画的な保全などについて定める「公共施設保全計画」の策定を進め、維持管理費の平準化、長寿命化及び効率的な施設の利活用により、財政計画との整合性を図りながら公共施設の最適化を目指す。

**<関連する主な取り組み>**

- 公共施設保全計画の策定
- 道路の維持修繕計画の策定
- (仮称)都市公園長寿命化計画の策定
- 教育施設の計画的な改修・修繕
- スポーツ施設の計画的な改修・修繕

## 2.3 三島市の人口ビジョンと総合戦略

国においては、少子高齢化・人口減少という我が国が直面する大きな課題に対して政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生すること(地方創生)を目指して2014(平成26)年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、関連施策を推進している。

同年12月には、2060年に1億人程度の人口を確保する目標を掲げた長期ビジョンと2015(平成27)年度から2019(平成31)年度までの5か年の政策目標・施策を掲げた総合戦略を策定し、各地方公共団体には、地方の特性を活かした創意工夫によって地方創生を具現化する「地方版総合戦略」の策定を要請した。

三島市では、これを受けて、2015(平成27)年10月に「住むなら三島総合戦略～まち・ひと・しごと創生～」(以下、「三島市総合戦略」と略記)を策定している。

### (1) 将来人口ビジョン

住民基本台帳に基づく毎年の人口推移<sup>(I-3)</sup>をみると、三島市の人口は2008(平成20)年の112,540人をピークに減少に転じており、2015(平成27)年7月は110,783人となっている。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計<sup>(I-4)</sup>では、三島市の人口は2035年に94,405人、2060年には68,576人に減少するとされている。

これに対し、三島市総合戦略の人口ビジョンでは、目標となる人口の将来展望として、次の値を示している。

#### ■ 三島市の人口ビジョン (目標となる人口の将来展望)

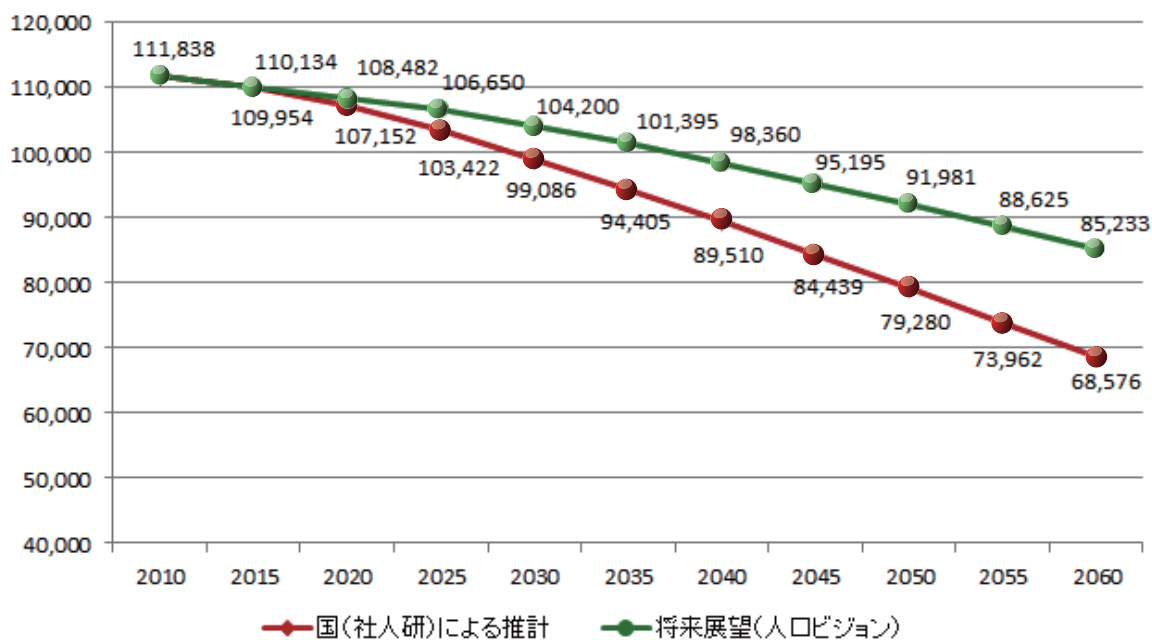
**2035年：101,395人**  
**2060年：85,233人**

(I-3) 2012(平成24)年7月から外国人も住民基本台帳に含まれるが、ここでは、過去との比較のため、日本人のみの値を示す。

(I-4) 出所:「住むなら三島総合戦略～まち・ひと・しごと創生～」[2015(平成27)年10月]

## ■ 三島市の将来人口推計

【単位：人】



(出所)三島市総合戦略

## (2) 三島市総合戦略の概要

先述したように、本市では、上記の人口ビジョンの目標を達成し、地方創生を実現するための理念や取り組みを定めた三島市総合戦略を策定している。

総合戦略の期間は、2015(平成27)年度から2019(平成31)年度までの5年間で、次の基本方針のもと、4つの基本目標を定めている。

本計画にも「選ばれる都市」に向けたこの戦略に沿って、定住、交流人口の増加や子育て世代にとっての魅力あるまちづくりに貢献することが求められる。

## ■ 地方創生に対する基本方針と基本目標

### 【基本方針】

若者の結婚から子育てまでの希望をかなえ、魅力的で品格あるひとづくり・まちづくりを進め、幅広い世代の方々や企業から「選ばれる都市」を目指す。

### 【基本目標】

- I. 三島市にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- II. 三島市への新しいひとの流れをつくる
- III. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- IV. 時代に合った魅力的なまちをつくる